

注射 (2020年度)



アイネット・システムズ株式会社

【算定しくみ】

注射実施料 + 薬剤料 + 特定保険医療材料料

【通則の加算】

- ・ 生物学的製剤注射加算： 1 5 点

（局）乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン、組換え沈降B型肝炎ワクチン（酵母由来）、組換え沈降B型肝炎ワクチン（チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来）、肺炎球菌ワクチン、髄膜炎菌ワクチン、沈降破傷風トキソイド、（局）ガスエソウマ抗毒素、乾燥ガスエソウマ抗毒素、（局）乾燥ジフテリアウマ抗毒素、（局）乾燥破傷風ウマ抗毒素、（局）乾燥はぶウマ抗毒素、（局）乾燥ボツリヌスウマ抗毒素、（局）乾燥まむしウマ毒素

- ・ 精密持続点滴注射加算： 8 0 点
- ・ 麻薬注射加算： 5 点

・外来化学療法加算（届出）

外来の悪性腫瘍等の患者に対して、抗悪性腫瘍剤等による注射の必要性、副作用、用法・用量、その他留意点等について文書で説明し同意を得た上で、外来化学療法に係る専用室において、悪性腫瘍等の治療を目的として抗悪性腫瘍剤等が投与された場合に投与された薬剤に従い、いずれかの主たる加算の所定点数を算定

(1日につき)	外来化学療法加算 1		外来化学療法加算 2	
	15歳未満	15歳以上	15歳未満	15歳以上
(1) 抗悪性腫瘍剤	820点	600点	740点	470点
(2) 抗悪性腫瘍剤以外の薬剤	670点	450点	640点	370点
連携充実加算	150点 (月1回(1)のみ)		—	

【注射実施料】

涙のう内薬液注入、鼓室内薬液注入、局所・病巣内薬剤注入、
子宮腔部注射、咽頭注射、腱鞘周囲注射及び血液注射

⇒ 皮内、皮下及び筋肉内注射に準じて算定

注射実施料		点数
皮内、皮下及び筋肉内注射（1回につき）		20点
静脈内注射（1回につき）		32点
	乳幼児加算（6歳未満）	45点
動脈注射（1日につき）	内臓	155点
	その他	45点
抗悪性腫瘍剤局所持続注入（1日につき）		165点
冠動脈閉塞を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入（1日につき）		165点
点滴注射（1日につき）	6歳未満（100ml以上）	144点
	6歳未満（100ml未満）	94点
	6歳以上（500ml以上）	98点
	6歳以上（500ml未満）	49点
	血漿成分製剤加算（1回目のみ）	50点

注射実施料		点数
中心静脈注射（1日につき） I V H		1 4 0 点
	乳幼児加算（6歳未満）	5 0 点
	血漿成分製剤加算（1回目のみ）	5 0 点
中心静脈注射用力テーテル挿入		1 4 0 0 点
	乳幼児加算（6歳未満）	5 0 0 点
	静脈切開法加算	2 0 0 0 点
植込型力テーテルによ中心静脈注射（1日につき）		1 2 5 点
	乳幼児加算（6歳未満）	5 0 点
腱鞘内注射		2 7 点
関節腔内注射		8 0 点
気管内注入		1 0 0 点
結膜下注射		2 7 点
角膜内注射		3 5 点
球後注射		6 0 点
硝子体内注射		5 8 0 点

【薬剤料の算定方法（五捨五超入）】

薬剤の価格（薬価）は『薬価基準』に「円単位」で収載されていますが、レセプトには「**円**単位」を「**点**単位」に直して記載します。その際「**五捨五超入**」を使います。

<五捨五超入> 薬価 ÷ 10

- ・ 小数点以下が0.5以下 → 切捨て
- ・ 小数点以下が0.5を超えている → 切上げ

<注射薬剤を一部使用する場合>

● アンプル（管）入りのもの

アンプル入りの注射液は、一度使用したら残量をあとで使用することが出来ません。そのため、半分の使用であっても1アンプル全量の薬剤料で算定となります。



例) ネオファーゲン静脈 20 mL 10 mL (20 mL 1管 = 57円)

57円 ÷ 10 = 5.7点 → 6点

コメント：〇〇mL使用残量破棄

●瓶、バイアル瓶入りのもの



瓶、バイアル瓶入りの注射液は上部の栓がゴム等になっており
使用したい分だけを取り出して使えますので、全量を使用しなかった場合には
残りを保存してあとで使用することが可能です。

瓶入りの注射液を半分だけ使用した場合の費用は、
1 瓶注射液の注射液の薬価の $1 / 2$ ということになり、
3 分 1 の使用であれば 1 瓶の注射液の薬価の $1 / 3$ を算定となります。

例) 1%カルボカイン注 (1%) 1% 10 mL 5 mL (1バイアル = 113円)

$$113\text{円} \times 1 / 2 = 56.5\text{円} \quad 56.5\text{円} \div 10 = 5.65\text{点} \rightarrow 6\text{点}$$

●粉末入りの瓶、バイアル瓶の場合

注射薬剤の薬価基準の備考欄に「Aq」と記載されている場合、
注射用水で溶解しなければならないということになります。
Aqの薬価は20mL管 62円ですので次のような算定になります。

例1) セファピコール静注用250mg 1瓶 (1瓶=182円)
Aq20mL 1管 (1管=62円)

「粉末の薬価」 + 「注射用水の薬価」

$$\begin{array}{rclclcl} 182\text{円} & + & 62\text{円} & = & 244\text{円} \\ 244\text{円} & \div & 10 & = & 24.4\text{点} & \rightarrow & 24\text{点} \end{array}$$

例2) セファピコール静注用250mg 1/2瓶 (1瓶=182円)
Aq20mL 1管 (1管=62円)

「粉末の薬価」 + 「注射用水の薬価」 × 1/2

$$\begin{array}{rclclcl} 182\text{円} & + & 62\text{円} & = & 244\text{円} \\ 244\text{円} & \times & 1/2 & = & 122\text{円} \\ 122\text{円} & \div & 10 & = & 12.2\text{点} & \rightarrow & 12\text{点} \end{array}$$

●ビタミン剤の注射

「当該患者の疾患又は症状の原因がビタミン欠乏症又は代謝異常であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事より摂取することが困難な場合である場合その他これに準ずる場合であって、医師が当該ビタミン剤の判断した時を除き、算定できない。」とあり、必要かつ有効と判断した趣旨を具体的に
診療録・診療報酬明細書に記載が必要 となります

【疾患の特性により投与の必要性を認める場合】

- (イ) 患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝障害であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを即時により摂取することが困難である場合
(悪性貧血のビタミンB12の欠乏等、診察及び検査の結果から当該疾患又は症状が明らかな場合)
 - (ロ) 患者が妊産婦、乳幼児等（手術後の患者及び高カロリー輸液療法実施中の患者を含む）であり、診察及び検査結果から食事からのビタミンの摂取が不十分であると診断された場合
 - (ハ) 患者の疾患又は症状の原因がビタミン欠乏又は代謝障害であると推定され、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合
- (二) 無菌食、フェニールケトン尿症食、楓糖尿症食、ホモシスチン尿症食又はガラクトース血症食を食している場合

ご清聴ありがとうございました



アイネット・システムズ 株式会社